

たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託 プロポーザル方式実施要領

令和8年2月3日
たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託事業者選定委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区が行うたかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託を実施するにあたり、価格だけでなく、最適な業務実行の観点などから、複数の事業者からの多様な提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で、本業務の最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(募集方法)

第2条 参加を希望する者（以下「参加者」という）の募集は、別紙の「たかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり実施し、窓口における掲示及び区のホームページに掲載を行い、7日以上の募集期間を設定する。

(参加者等の構成)

第3条 本事業への参加者の構成は、(1)～(2)とする。

- (1) 単独団体
 - (2) 代表団体と代表団体から業務の一部を受託する構成団体からなる応募グループ（以下、「応募グループ」という。）
- 2 参加者等の構成の詳細は以下のとおりとする。
- (1) 応募グループの場合、区は代表団体と契約を締結する。
 - (2) 応募グループの場合、構成団体が履行する部分については代表団体から構成団体に再委託する。また、代表団体から業務の一部を受託する構成団体についても代表者名等を記載すること。
 - (3) 代表団体は本事業実施に際して全体の統括を行うものとする。
 - (4) 提案採用者決定日以降は、代表団体及び構成団体の変更は原則認めない。ただし、構成団体の一部が廃業する等、やむを得ない事象が生じた場合で、区と協議のうえ区が認めた場合に限り、代表団体を除く構成団体については変更することができるものとする。

(参加資格要件)

第4条 本事業への参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人または法人以外の団体若しくはそれら複数の者による応募グループとする。

1 参加者等の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

イ 暴力団員等を雇用している。

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

2 応募グループに関する参加資格要件

(1) 応募グループの構成団体それが前記(1)の参加資格要件を満たしていること

(2) 応募グループの代表団体及び構成団体のいずれも、他の参加者等の代表団体（単独団体含む）または構成団体として参加していないこと。

3 プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。また、提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消す。

(参加申込方法)

第5条 募集要項、プロポーザル方式参加申込書（様式1）を高島平まちづくり推進課窓口または区のホームページにより提供し、参加者にはプロポーザル方式参加申込書（様式1）の提出を求めるものとする。

2 プロポーザル方式参加申込書（様式1）とあわせてたかまちみどり企画及び参加型ワークショップ業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要とする書類の提出を求めるものとする。

(質問及び回答)

第6条 参加者からの質問は、電子メールで受付し、回答は、区のホームページにより、参加者全員に周知するものとする。

(評価項目及び審査基準)

第7条 選定委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

2 審査項目及び審査基準について、1次審査は別表1、2次審査については、別表2とする。

(1次審査)

第8条 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、第1次審査通過者の選定を選定委員会に付すものとする。

2 選定委員会は、1次審査を書類審査により実施する。

3 選定委員会は、別表1に定める参加資格要件、審査項目及び審査基準に基づき1次審査通過者を選定する。

4 参加者が5者以内の場合は、1次審査は参加資格要件のみを審査する。ただし、参加者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い者から順に5者を選定する。

5 選定委員会は、前項の評価点が同点の者が複数いる場合、別表1に定める重要項目において、順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この重要項目の得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同

数の場合は、委員長が決定するものとする。

- 6 委員長は、1次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。
- 7 1次審査通過者に対する前項の通知においては、2次審査の日時、会場等の詳細を明示するものとする。
- 8 1次審査不通過者に対しては、その理由を明示するものとする。
- 9 参加者が6者以上であったため、審査項目及び審査基準について評価を行った場合は、その結果を公表するものとする。

(2次審査)

- 第9条 委員長は、1次審査通過者を選定委員会の2次審査に付すものとする。
- 2 選定委員会は、1次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。
 - 3 選定委員会は、別表2に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、評価点の高いものから順に順位をつける。
 - 4 選定委員会は、評価点の最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとする。
 - 5 選定委員会は、前項の評価点が最も高い者が同点で複数いる場合、別表2に定める重要項目順位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この重要項目の得点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
 - 6 委員長は、選定委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果通知を送付する。

(提案採用者の辞退及び参加資格要件喪失)

- 第10条 提案採用者が辞退した場合又は第3条第2項の規定に該当する場合は、前条第3項の順位が高い者から順に提案採用者とすることができます。ただし、2次審査の評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとする。

(委託仕様書の協議)

- 第11条 板橋区は、発注する本件業務の委託仕様書の内容について、提案採用者と協議し、その内容を決定する。

(雑則)

- 第12条 この要領に定めたもののほか、プロポーザル方式の実施に必要な事項については、選定委員会が別途定める。

付 則

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 この要領は、当該案件に係る契約締結日をもって廃止する。